

議案第 96 号

筑西市駐車場条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 14 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市駐車場条例の一部を改正する条例

筑西市駐車場条例（令和 4 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、使用者が第 6 条本文に規定する期間を超えて駐車場に自動車を駐車しているとき又は前項各号に掲げるいずれかの行為をしたと認めるときは、使用者に対し、当該行為の中止又は駐車場からの当該自動車の撤去若しくは退場を命じることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。